冊子1

令　和　7　年　3　月

定　例　教　育　委　員　会

1

長崎県教育委員会

附予1

３月定例会（１）

開　催　日　時　　令和７年３月１７日（月）　１４時００分

開　催　場　所　　県庁行政棟「教育委員会室」

１　開　　会

２　前回会議録の承認

３　教育長報告

４　議　　案

○ 第４０号議案
長崎県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について　（働きがい推進室）

○ 第４１号議案
長崎県立学校管理規則の一部改正について　（高校教育課）

○ 第４２号議案
県立千々石少年自然の家の廃止について　（生涯学習課）

○ 第４３号議案
文化財の県指定について　（学芸文化課）

４　報　　告

（１）県立時和特別支援学校西彼杵分校の開校について　（特別支援教育課）

（２）令和６年度第２回長崎県立長崎図書館協議会の会議結果について　（長崎図書館）

（３）有償型インターンシップに関するガイドラインについて　（高校教育課）

第４０号議案

（働きがい推進室）

長崎県教育職員免許状再授与審査会規則の制定について

（提案理由）

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和３年法律第５７号）」において、特定免許状失効者等（児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許状が失効等となった者）に対し、改善更生の状況その他その後の事情により再び教育職員免許状を授与するに当たっては、あらかじめ都道府県教育委員会の設置する都道府県教育職員免許状再授与審査会（以下、「審査会」という。）の意見を聴かなければならない旨が規定された。

また、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和４年文部科学省令第５号）」によって、委員の任命及び任期並びに審査会の代表、定足数及び議決方法について規定され、その他審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定めることとされたため、長崎県教育職員免許状再授与審査会規則を制定しようとするものである。

（規則の内容）

規則で規定する内容は、以下のとおりである。

（１）趣旨に係る規定（第１条）
（２）組織に係る規定（第２条）
（３）委員に係る規定（第３条）
（４）会議に係る規定（第４条）
（５）委員でない者の出席に係る規定（第５条）
（６）庶務に係る規定（第６条）
（７）会長への委任に係る規定（第７条）

（施行日）

令和７年４月１日

（規則案）

長崎県教育職員免許状再授与審査会規則

（趣旨）

第１条　この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和４年文部科学省令第５号、以下「省令」という。）第６条の規定に基づき、長崎県教育職員免許状再授与審査会（以下、「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　審査会は、委員５人以内で組織する。

（委員）

第３条　省令第３条第１項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次に掲げる者とする。

(1)　医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者

(2)　その他長崎県教育委員会が適当と認める者

２　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会議）

第４条　審査会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が招集することができないときは、教育長が招集することができる。

２　審査会の会議は、公開しない。

３　審査会の議事について直接の利害関係を有する委員は、当該議事に関する審査会の会議に出席し、又はその議決に加わることができない。

（参考人）

第５条　審査会は、調査審議のため必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第６条　審査会の庶務は、県教育庁働きがい推進室において処理する。

（雑則）

第７条　この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附則

この規則は令和７年４月１日から施行する。

第４１号議案

（高校教育課）

長崎県立学校管理規則の一部改正について

（提案理由）

「令和５年度公立高等学校・県立中学校生徒募集定員」で募集停止とした学科を、令和７年３月31日をもって廃止することに伴い、長崎県立学校管理規則（昭和51年長崎県教育委員会規則第３号）の一部を改正しようとするものである。

（内　　容）

別紙規則案のとおり

令和７年３月で、学科再編による旧学科の生徒が卒業したことに伴い、長崎県立島原高等学校理数科、長崎県立大村高等学校数理探究科、長崎県立猶興館高等学校理数科を廃止する。（第２条関係　別表第１）

施行日：令和７年４月１日

（最終改正年月日　令和６年６月18日）

別　紙

長崎県立学校管理規則の一部を改正する規則

長崎県立学校管理規則（昭和51年長崎県教育委員会規則第３号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

別表第１（第２条関係）

（ア）　高等学校

名称	本校・分校	位置	課程	学科
略				
長崎県立島原高等学校		島原市	全日制	普通科　文理探究科
略				
長崎県立大村高等学校		大村市	全日制	普通科　家政科　文理探究科
略				
長崎県立猶興館高等学校		平戸市	全日制	普通科　文理探究科
略				

改正前

別表第１（第２条関係）

（ア）　高等学校

名称	本校・分校	位置	課程	学科
略				
長崎県立島原高等学校		島原市	全日制	普通科　理数科　文理探究科
略				
長崎県立大村高等学校		大村市	全日制	普通科　家政科　数理探究科　文理探究科
略				
長崎県立猶興館高等学校		平戸市	全日制	普通科　理数科　文理探究科
略				

附　則

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

第４２号議案

（生涯学習課）

県立千々石少年自然の家の廃止について

（提案理由）

県立千々石少年自然の家については、昭和４９年の開所から数えて５０年を迎える中、施設を取り巻く環境は設立当時から大きく変化し、少子化や教育活動の変化に伴い利用者は大幅に減少している。また、老朽化により安全な体験活動を提供するためには大規模改修等が必要な時期を迎えており、今後の施設の在り方について廃止も含めた検討を行ってきたところである。

令和４年度からは、島原半島３市の教育委員会や校長会・教頭会、ＰＴＡ関係者、その他地域住民など多方面の方々との協議や意見交換を重ねてきた。協議においては、島原半島の子どもたちの宿泊体験学習は、国立諫早青少年自然の家などの施設により継続できるという環境もあり、多額の教育費を投じて施設を存続するのではなく、利用できる国や市町の施設の活用を図っていくという県の考え方に多くの方が賛同していただいている状況である。

よって、青少年教育施設 県立千々石少年自然の家については、令和７年度末をもって廃止するものである。

（内　容）

１　廃止日

令和８年３月３１日

２　廃止する財産

県立千々石少年自然の家

（１）建物　3,048.66㎡

① 本館・宿泊棟：鉄筋コンクリート造　2,019.31㎡

② 体　　育　　館：鉄筋コンクリート造　617.40㎡

③ ロ グ ケ ビ ン：木造　291.60㎡（58.32㎡×５棟）

④ 屋 外 倉 庫 外：120.35㎡

（２）敷地　39,271.00㎡

（補　足）

1　千々石少年自然の家施設概要

（1）　設 置 日：昭和49年4月1日（令和7年3月現在、築50年）

（2）　収容人数：宿泊室200人、ログケビン50人、研修室250人

（3）　利用者数：13,005人（令和5年度実績）

（4）　運　　営：指定管理者制度を採用

（指定管理者は特定非営利活動法人長崎県青少年体験活動推進協会）

2　廃止後の利活用

民間による活用も含め、地元の意見等を踏まえながら地元自治体と協議していく。

3　今後の予定

令和7年6月議会　県立少年自然の家条例の改正案上程

【参　考】

1　各施設概要

施設名	設置日（建替日）	敷地面積（㎡）	建物面積（㎡）	収容人員（人）		主な設備
				宿泊室	研修室	
佐世保青少年の天地（佐世保市烏帽子町）	S44.7.1（S61.7.28）築37年	330,008	11,948.03	526	555	本館、ロッジ、ケビン、多目的ホール、キャンプ場、運動場、野鳥・昆虫の森、アスレチック
千々石少年自然の家（雲仙市千々石町）	S49.4.1 築50年	39,271	3,048.66	250	250	本館、体育室、キャンプ場、広場、アスレチック、ログケビン
世知原少年自然の家（佐世保市世知原町）	S50.12.19 築48年	25,895	2,727.34	200	250	本館、体育館、キャンプ場、芝生広場、アスレチック
西彼青年の家（西海市西海町）	S53.3.23 築46年	29,227	1,576.76	100	130	本館、体育館、キャンプ場、運動場
対馬青年の家（対馬市峰町）	S50.10.6 築48年	19,915	1,394.80	80	50	本館、体育館、キャンプ場、運動場

2　千々石少年自然の家の宿泊利用者数

（１）開所当初からの推移

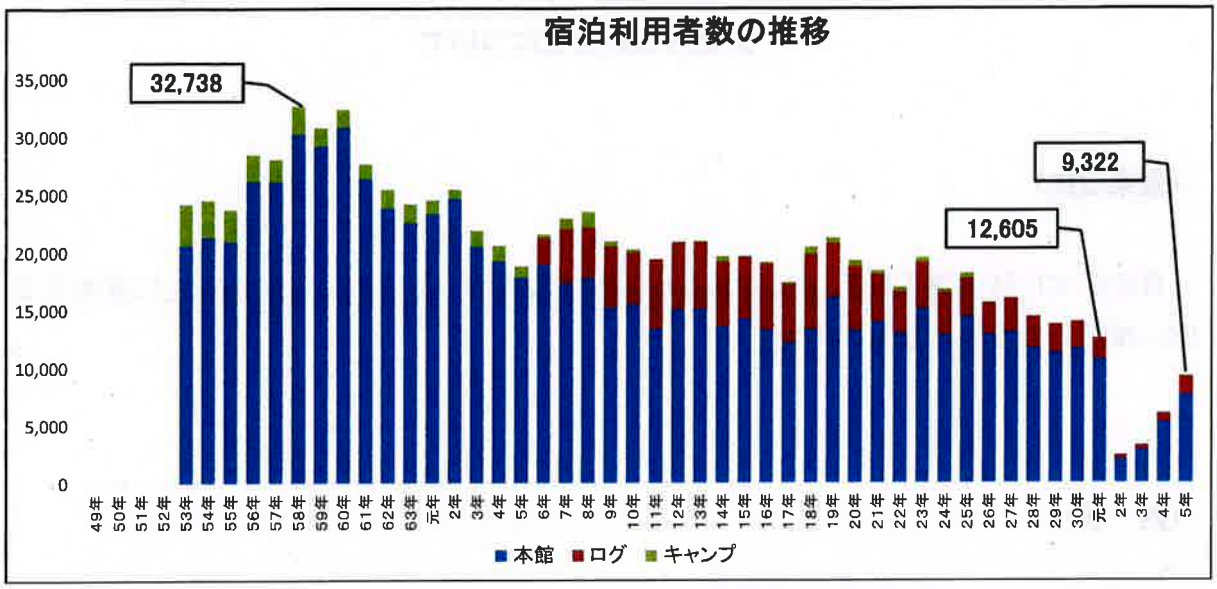

（２）ピーク時（S58）との比較

①Ｒ５との比較（新型コロナ後）

S58	32,738
R5	9,322
減少数	▲ 23,416
減少率	-71.5%

②Ｒ元との比較（新型コロナ前）

S58	32,738
R元	12,605
減少数	▲ 20,133
減少率	-61.5%

3　千々石少年自然の家にかかる指定管理負担金及び施設改修費の状況（Ｒ３～Ｒ５）

（単位：千円）

項目	R3	R4	R5
指定管理負担金(A)	43,350	42,169	42,155
うち修繕費　※1	1,902	2,787	2,898
施設改修費(B)　※2	1,320	9,188	0
計(A＋B)	44,670	51,357	42,155

※１　修繕費は、１件あたり 100 万円を超えない範囲の小規模な修繕等を指定管理者で実施したもの。

※２　施設改修費は、１件あたり 100 万を超える規模の改修等を県で実施したもの。

第４３号議案

（学芸文化課）

文化財の県指定について

（提案理由）

長崎県文化財保護条例第４条第１項の規定に基づき、２件の文化財を新たに県指定文化財に指定しようとするものである。

（内　容）

１　県指定する有形文化財（建造物）

「福建会館（ふっけんかいかん）　正門（せいもん）・天后堂（てんこうどう）・番人屋（ばんにんや）」（長崎市）

所有者　一般財団法人　長崎福建会館

２　県指定する有形文化財（美術工芸品）

「教専寺（きょうせんじ）の木造阿弥陀如来立像（もくぞうあみだにょらいりゅうぞう）」（諫早市）

所有者　教専寺

【指定理由】

1　有形文化財（建造物）「福建会館　正門・天后堂・番人屋」

福建会館の前身施設である八閩会所の会所部分が明治２１年（1888）に焼失し、前身建物も全般に老朽化のため、同年代末に全面的に重修（重建）され明治３０年（1897）に竣工し、この機に「福建会館」と改称された。

正面の石段を登ったところに正門があり、門を潜ると前庭が広がり、その正面奥の階段を経て天后堂に導かれる。天后堂の右手奥に煉瓦塀で囲まれた番人屋がある。

正門（図１）は、中央間と半間幅の両脇間に扉口を開く三間三戸の平面で薬医門※1の形式で、屋根は平入りの切妻造で中央部を高くした段違いとし桟瓦葺き、角柱で柱身は砂岩の一本柱で木部は総丹塗り※2である。中国風の趣を感じさせるが組物や細部装飾、軒反りの様子など全般には和様を基調とし、小振りながら、和様に中国式を加味した造形は、「類例の少ない門形式として貴重な遺構」である。

天后堂（図２）は、間口と奥行きがほぼ等しい正方形平面で前面一間を黄檗天井※3（図３）の吹き放ち廊とした中国の祭祀を行う霊廟※4形式の建物である。正面の側柱は正門と同様、柱身を砂岩の角柱、上部を木造とし、木鼻の彫刻や植物文様を籠彫り※5にした持送りがある。

架構（図４）は、広間内柱を屋根裏までの通し柱とし、天井を張らない化粧屋根裏で内部空間は露出した構造材の力感で雄大な印象を与える。堂内（図５）の木部の総丹塗り仕上げ、小屋束の胴張り、要所に彩画装飾など、ほぼ純正な中国式を基調としている。しかし前廊部の木部はすべて素木のままで堂内の彩色・彩画も華美に過ぎることなく、蟇股※6や絵様の形態などには和様の要素が混入し、造形、細部意匠ともに優れており、工匠の力量の高さを窺わせる貴重な建造物で「数少ない類例の中でも最上で最古の遺構」である。

番人屋（図６）は、天后堂から延びた煉瓦塀（図７）がそのまま外壁面となり、天后堂側の一面を浅い吹き放ち廊とした付属屋的な別棟である。内部は３０年ほど前に展示施設に改修されているが、天后堂と一体的な建造物であり、「会館（会所）の施設構成を示す珍重な遺構」である。

福建会館ならびにその天后堂は、航海安全の守護神として著名な天后聖母（媽祖ともいう）をまつり、長崎における中国文化と国際交流の歴史を特色づける重要な遺構として、その存在価値が高く評価できる。

※１　薬医門（ヤクイモン）：鏡柱と控柱、冠木を大きな屋根で覆った形式の門。
※２　総丹塗り（サニヌリ）：全体を朱や丹の顔料で塗られたもの。社寺建築に用いられている。
※３　黄檗天井（オウバクテンジョウ）：アーチ型の天井構造（蛇腹天井）。
※４　霊廟（レイビョウ）：死者や先祖の霊を祀る建物。
※５　籠彫り（カゴボリ）：籠のように内部を空洞にした透かし彫りで、近世の木鼻等に用いる。
※６　蟇股（カエルマタ）：荷重を分散して支えるため下側が広くなった部材。（蛙の様に見えるため）

図１　正門　前面

図２　天后堂　前面

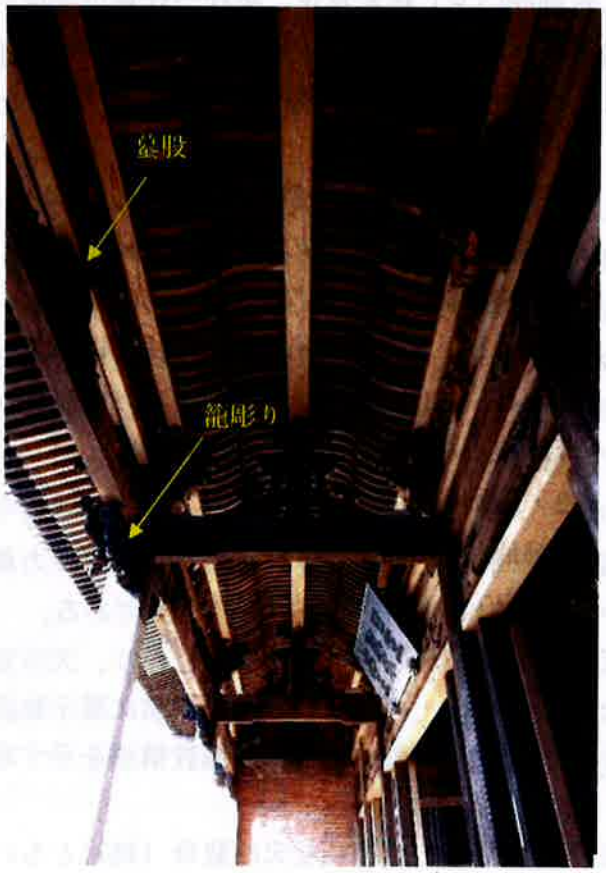

図３　天后堂　前廊の黄檗天井

図４　天后堂　架構と室内装飾

図５　天后堂　広間中央の祭壇

図６　番人屋　天后堂側に吹き放ち廊

図７　天后堂　外壁

【指定理由】

２　有形文化財（美術工芸品）「教専寺の木造阿弥陀如来立像」

本文化財は、諫早市の浄土真宗本願寺派の寺院である教専寺の本堂に安置されている。

本像は像高81.8cm。台座と光背、像本体の一部は後補である。針葉樹材の寄木造※1であり、目は彫眼※2（図５）で漆箔※3を施すが、漆箔も後補である。顔立ち（図６）や体つき（図１～４）、衣のひだ（図７）等の穏やかな作風から、平安時代後期（１２世紀）の作とみられる。

教専寺は、寛永年間（１６２４～１６４４）に本山から寺号等を賜ったとされているが、詳細な来歴は判明していない。平安時代の作である本像が教専寺に安置されることになった経緯も不明である。ただし台座の内面には、明治時代に修理されたことがうかがえる墨書があり、修理に際して寄進した人物の名前や、修理を行った仏師の名前等（図８～１０）が記されている。こうした点からは、当時の教専寺の様子や、地域における仏像をめぐる様相をうかがうことができる。

県内全体でも、平安時代の仏像の作例は非常に少ない。その中において、都で製作されたと見られる優れた作例が存在することは非常に貴重である。

県央地域における信仰の一端を示す重要な資料であるだけでなく、県内でも例の少ない平安時代の優れた彫刻作品であることから、県指定文化財として保護するものである。

※１　寄木造…像の頭と身体の根幹部を２材以上の複数の材木を寄せて製作する方法。像内を深くくり抜く。

※２　彫眼…眼を彫り出してあらわす技法。

※３　漆箔…漆を塗った上に金箔を押す技法。

図１「教専寺の木造阿弥陀如来立像」正面

図２　左側面

図３　背面

図４　右側面

図５　彫眼

図６　顔部分拡大

図７　衣のひだ拡大

図８　台座内部の墨書①

図９　台座内部の墨書②

図１０　台座内部の墨書③

報　告　事　項　（１）

特別支援教育課

件　名	県立時和特別支援学校西彼杵分校の開校について
概　要	**１　開校に向けた準備状況** ・令和４年２月　第二期長崎県特別支援教育推進基本計画　第一次実施計画において西海地区への小・中学部分教室設置の検討を行うことを公表 ・令和５年１月　定例教育委員会において「長崎県立鶴南特別支援学校西彼杵分教室（小・中学部）の設置及び分校化」を決定 ・令和６年６月　定例教育委員会において西海市に県立時和特別支援学校西彼杵分校を設置することに伴い「長崎県立学校管理規則」の一部を改正 ・令和７年３月　西彼杵分校設置改修工事竣工 （大瀬戸中学校校舎の１階部分に小・中学部の教室を設置） **２　周知について** 長崎新聞社が発行する「 生活情報紙とっとって motto! 」に掲載 掲載時期　令和７年３月１４日（金）　※記事の抜粋は別紙１ **３　開校式について** （１）日時　令和７年４月１０日（木）９：３０～１０：１５ （２）場所　西海市立大瀬戸中学校体育館 （西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷１５９０） （３）出席予定者 ・時和特別支援学校西彼杵分校在校生 ・時和特別支援学校西彼杵分校教職員 ・来賓

長崎新聞とっとって motto!　３月１４日号掲載

県立時和特別支援学校 西彼杵分校開校

西彼杵分校は、主に「知的障害」の子どもを対象としており、開校により、小学部から高等部まで一貫した特別支援教育を受けることができるようになります。

2025年4月10日(木)
午前9時30分～午前10時15分
開校式
(西海市立大瀬戸中学校 体育館)

現在
鶴南特別支援学校
高等部西彼杵分教室(西彼杵高内)

2025年度から
時和特別支援学校
西彼杵分校
小･中学部(大瀬戸中内)、高等部(西彼杵高内)

大瀬戸中の校内に鶴南特別支援学校西彼杵分教室「小・中学部」を設置。鶴南特別支援学校「高等部西彼杵分教室」と併せて分校化し、時和特別支援学校に移管します。

開校に向けた地元自治体の理解や協力

登校支援
保護者の負担軽減
西海市の地域生活支援事業(移動支援事業)を活用し、小・中学部の児童生徒の登校手段を確保し、保護者の負担軽減を図ります。

小･中学部の施設整備
バリアフリー対応に
小・中学部の校舎は、大瀬戸中の1階部分をバリアフリー対応工事で改修。2025年3月に竣工予定。体育館とグラウンドは大瀬戸中と共用します。

西彼杵分校の教育スタート×西海地区のインクルーシブ社会のさらなる構築

小学部から高等部まで一貫したキャリア教育の充実

高等部では、企業などと連携して現場実習などの就業体験の機会を拡大するほか、校内実習の改善、企業関係者が講師を務める授業の実施など、キャリア教育･職業教育の充実を図ります。また、小･中学部と連携した系統的なキャリア教育も推進します。

小学部
中学部
高等部

西海市内の企業での職場実習の様子

西海市内の高齢者施設でのデュアルシステム型現場実習の様子

支援(センター的機能)
※分校のノウハウ

高校
発達障害などのある生徒へのキャリア教育の改善・充実

企業／福祉的就労／関係機関
障害者の雇用を支える連携体制の構築・強化

西海地区における障害者の自立と社会参加の推進
地域の中で支援が必要な生徒が活躍できる機会の創出

報　告　事　項　（２）

長崎図書館

件　名	**令和６年度第２回長崎県立長崎図書館協議会の会議結果について**
概　要	**１　開催日**　令和７年２月１０日（月） **２　場　所**　長崎県立長崎図書館（ミライｏｎ図書館） **３　出席者**　長崎県立長崎図書館協議会委員　８名（２名欠席） 館長、副館長、各課長等 **４　会次第**　（１）開会 （２）令和６年度主要事業実施状況について （３）令和７年度事業計画（案）について （４）その他 **５　概　要** ○令和６年度の事業実施報告（令和６年１２月末現在） ○令和７年度の事業計画（案）について説明 ＜主な意見＞ ○全国図書館大会長崎大会は、対面とオンラインを併用した開催であったが、数多くの分科会の発表をアーカイブで視聴することができ、有意義な大会となった。 ○図書館の果たす役割として、本だけの結び付けだけではなく、自分の居場所にしたいという意味合いもすごく強い。 ○映画の上映会などイベントを実施する際、その内容と関連した蔵書をＳＮＳ等を活用して広報していただきたい。 **６　今後の予定等** ・令和７年８月に令和７年度第１回会議を開催予定 【参考】図書館協議会（根拠法令：図書館法第１４条） 図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関

報　告　事　項　（3）

高校教育課

件　名	有償型インターンシップに関するガイドラインについて

概　要

1　目的

○有償型インターンシップ（バイターンシップを含む）は、就業体験であるインターンシップを有償にて実施するものである。

○社会と連携しながら行うキャリア教育として有意義な取組である一方、生徒の安心・安全面や公正公平な就職採用等に関して留意すべき点がある。そこで、学校・企業等における有償型インターンシップの適切な実施・運用を目的として、ガイドラインを定める。

2　有償型インターンシップ、インターンシップ、アルバイトの違い

実施形態	実施内容	教育課程	有償分類	雇用契約	実施時期	備考
有償型インターンシップ ※バイターンシップを含む	キャリア教育・社会教育の一環として、学校が教育的な実施目的・実施要項を定め、これに合意・協力できる企業等と実施。	課外のみ	有償	あり	週休日や祝日、長期休業中 ※平日の実施は留意すること ※趣旨に鑑み、回数制限等に配慮すること	・実施目的・実施要項を定め、高校教育課へ届出。 ・ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ実施状況調査にて報告。 ・生徒にﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸを行う。
インターンシップ	職業観の育成や学習意欲の喚起を目的に就業体験を実施。	課内・課外	無償	なし	平日、長期休業中	・ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ実施状況調査にて報告。 ・生徒にﾌｨｰﾄﾞﾊﾞｯｸを行う。
アルバイト	給与を得ることを主目的として、生徒が企業等と雇用契約を結び実施。	課外のみ	有償	あり	週休日や祝日、長期休業中 ※平日の実施は留意すること	・高校教育課への届出・報告はなし。 ・各校でｱﾙﾊﾞｲﾄ規定等を設け、適切な実施に留意。

3　留意事項について

○有償型インターンシップは、学校が教育的な実施目的・実施要項を定め、これに合意・協力できる企業等と生徒が実施する。

○主な留意事項

（ア）　学習活動や教育活動への配慮
（イ）　公正公平な就職採用選考
（ウ）　適正な労働条件・環境の確保
（エ）　関係者等への留意事項の確認・合意

【参考】公正公平な就職採用選考に抵触する恐れがある事例

・あなたを気に入ったから自社を応募して　（直接募集に抵触）
・あなたは取組がよかったので採用します
・あなたは取組がよくなかったので、応募しても採用の見込みはありません
・採用試験は実施しなくてもよい　（公正公平な採用選考に抵触）
・求人票を見せようか　（直接募集に抵触）
※採用活動と切り離した対応が必要であり、採用に関わらない「企業説明」は可能。

4　実施に向けて

実施については、学校や地域の実態等を考慮し、教職員やPTA等との十分な合意形成を図る。

（ア）学校は実施目的と実施要項を定める。

（イ）学校が定めた実施目的・実施要項や留意事項を遵守できる企業等を実施企業とする。

（ウ）実施生徒は、学校が定めた実施目的・実施要項や留意事項を遵守できる生徒とする。

（エ）学校は生徒に実施企業を斡旋するのではなく、実施可能な企業の「情報提供」を行い、生徒と企業が直接雇用契約を結んで実施する。

（オ）その他

①実施の時期は、週休日や祝日、長期休業中。平日に実施する場合は課外時間とし、学校教育に支障をきたさないよう特に留意する。

②趣旨を鑑み、実施回数については制限を設けるなど配慮する。

③卒業年次の生徒の実施については、早期就職採用選考への懸念や内定企業との関係性、就職選考等にかかる協定（五者協定）を踏まえ、特に留意する。
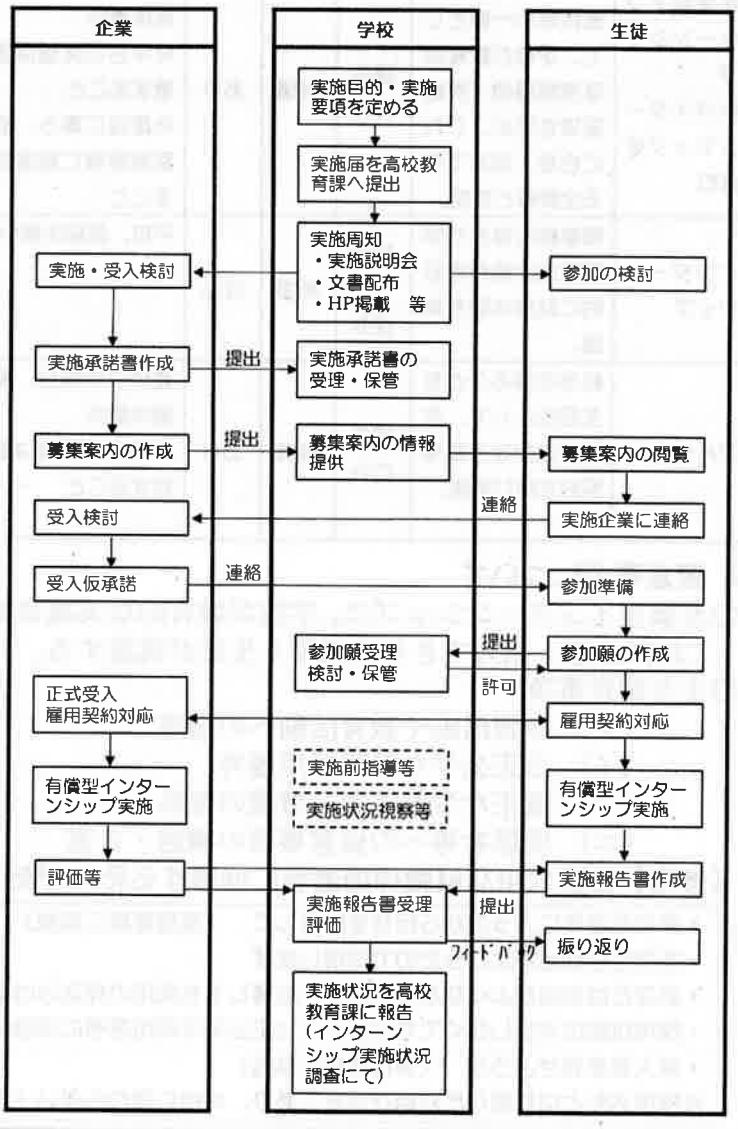
5　有償型インターンシップ実施に向けた流れ（例）